

回収率及び再生率向上を図るご提案

資料 3 - 5

－省令49条認定業者制度の改善について－

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 フロン類対策ワーキンググループ
中央環境審議会 地球環境部会 フルオロカーボン対策小委員会
合同会議(第2回)

2026年4月7日(火)

株式会社クリエイト

-
- 目次
1. 回収業者・処理業者の課題
 2. 省令49条認定業者の役割と効果
 3. 現行の省令49条認定制度の課題
 - 3-1. 認定基準
 - 3-2. 証明書
 - 3-3. 処理方法の選択
 4. 提案
 - 4-1. 提案
 - 4-2. 期待される効果

株式会社クリエイト(省令49条認定業者としての業務)

昭和56年 株式会社クリエイト設立
平成 6年 フロン再生処理業開始
平成 9年 フロン破壊処理業開始
平成19年 フロン充填回収業開始
平成28年 省令49条認定業開始
(埼玉県、宮城県、岩手県で認定済)

| 令和6年度実績 | |
|-----------------|-------------|
| 連携している充填回収業者数 | 約1,500事業者/年 |
| 充填回収業者から引取るボンベ数 | 約5万本/年 |
| 引取等証明書発行数 | 約3万枚/年 |

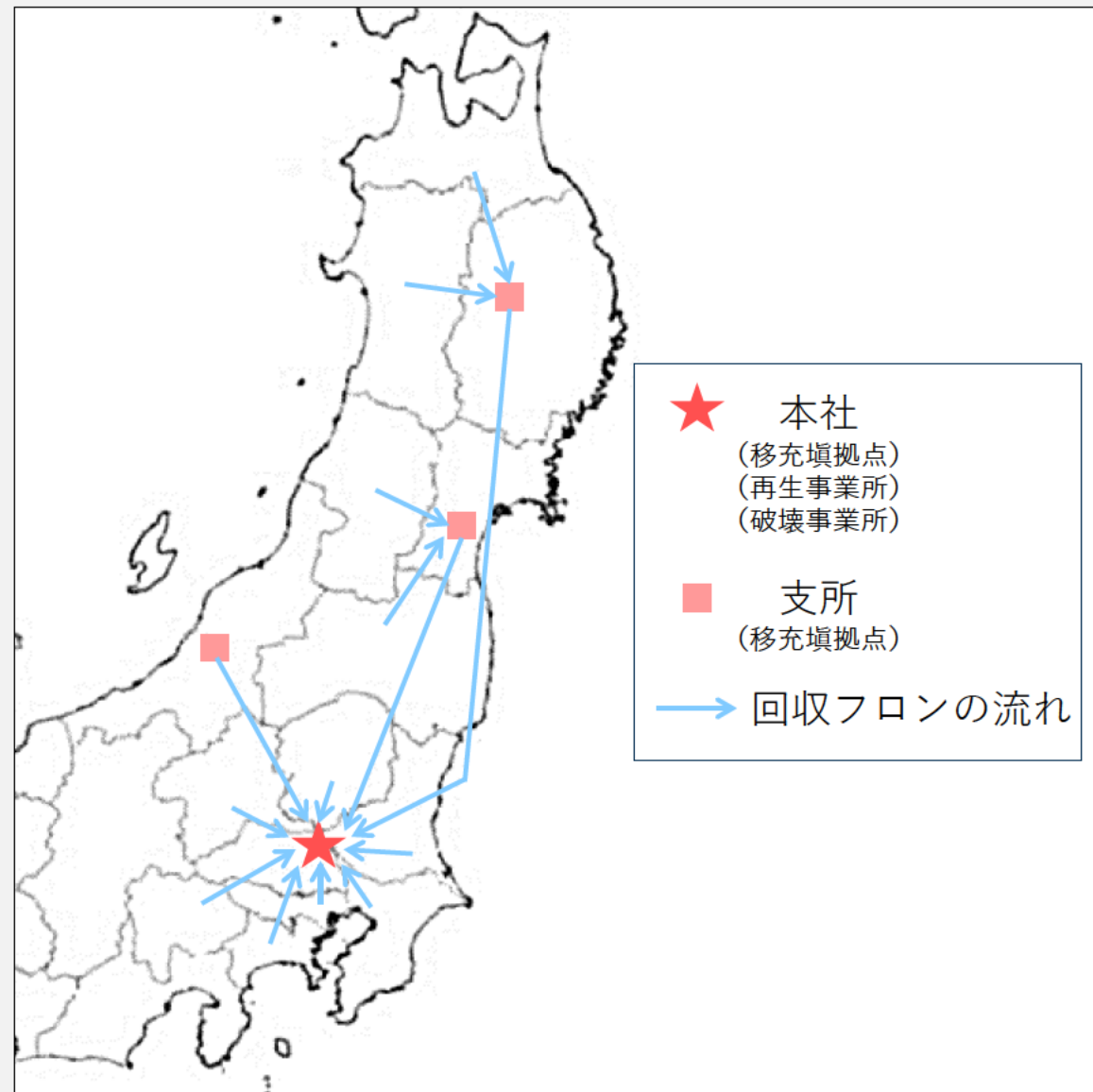


図. 回収フロン集約網の概略

1.回収業者と処理業者の課題

・回収業者の課題

1. 回収ポンベの回転率が停滞

回収ポンベを処理業者に預けた場合、当該ポンベの返却に時間を要するため、その間、回収ポンベの回転率が停滞。

2. 回収工事費用の増大

処理業者が近郊にいない地域では、ポンベ輸送コストが増大するため、工事費用が増加するリスクが高い。

3. フロン回収工事完了に時間を要する

工事費用請求には、商慣習で処理証明書が必要だが、その証明書発行に約1か月を要するため、費用請求が遅くなる。

・処理業者(再生・破壊)の課題

1. 移充填に時間・コストを要する

回収フロンを処理する前処理で、多数の小容量ポンベを大容量ポンベに移充填する工程に人員・時間を要する。

2. まとまった量の回収フロンの確保が困難

運送業者によるポンベ輸送拒否が相次ぐ中、回収フロンを効率的に収集する集約網を構築・維持することが困難。

3. 全ての回収業者への証明書発行が負担

全ての回収業者の現場毎の各ポンベに対して証明書が要求されるため、証明書発行事務に時間・コストを要する。

4. 回収フロンの性状に適合した処理が不可

搬入される回収フロンは、再生フロンの原資になりえるものと破壊せざるを得ないものに分けられるが、その性状とは無関係に処理方法が選択されるケースがある。

5. 処理量の変動した場合の対応策が乏しい

処理量が低下した場合、余力を持った別業者に処理を委託する臨機応変な対応が出来ない。

2.省令49条認定業者の役割と効果①

1. 大容量ボンベに移充填

小容量の回収ボンベから大容量ボンベへの移充填※ができるので、回収業者は速やかにボンベが返却される。処理業者は移充填が不要となる。 ※高圧ガス製造に該当

回収ボンベの回転率が停滞【回収業者】
移充填に時間・コストを要する【処理業者】

2. 集約拠点の構築

集約拠点の設置により、回収業者は運搬コストが低減出来る。処理業者は、省令49条認定業者を介することにより、まとまった量のフロンを安定的に確保出来る。

回収工事費用の増大【回収業者】
まとまった量の回収フロンの確保が困難【処理業者】

3. (通称)引取等証明書の発行

回収業者からボンベを受け取った際に発行する“引取等証明書”により、回収業者は回収工事を完了出来る。省令49条認定業者が回収業者と処理業者の間に入ることにより、処理業者は省令49条認定業者のみへの証明書発行で済む。

フロン回収工事完了に時間を要する【回収業者】
全ての回収業者への証明書発行が負担【処理業者】

4. 回収フロン分析による処理方法の選択

引取った回収フロンが処理に求められる性状を満たすか否かを成分分析から判断出来るため、回収フロンの処理方法を効果的に選択することが可能となり、ひいては、再生量増大に貢献できる。

回収フロンの性状に適合した処理が不可【処理業者】

5. 適した回収フロン量を処理業者に分配

処理業者の状況に応じて、回収フロン量の分配を調整出来る。

処理量の変動した場合の対応策が乏しい【処理業者】

2.省令49条認定業者の役割と効果②

| 項目 | 省令49条認定前 | 省令49条認定後 | 要因 |
|-------------|----------|----------|-----------------------|
| ボンベ返却に要する日数 | 30 | 3 | 移充填により短縮 |
| 引取量(t/日) | 2 | 3 | 回収業者のボンベ回転率向上により増加 |
| 処理能力(t/日) | 2 | 4 | 複数の処理業者の協働により増加 |
| 証明書発行に要する日数 | 30 | 14 | 移充填と複数の処理業者の協働により短縮 |
| 再生処理と破壊処理の比 | 1:9 | 3:7 | 分析によるフロン原資選定により再生比率増加 |



※回収率は再生率と相関関係にある

3. 現行の省令49条認定制度の課題

- 課題1. 認定基準
- 課題2. 証明書
- 課題3. 処理方法の選択

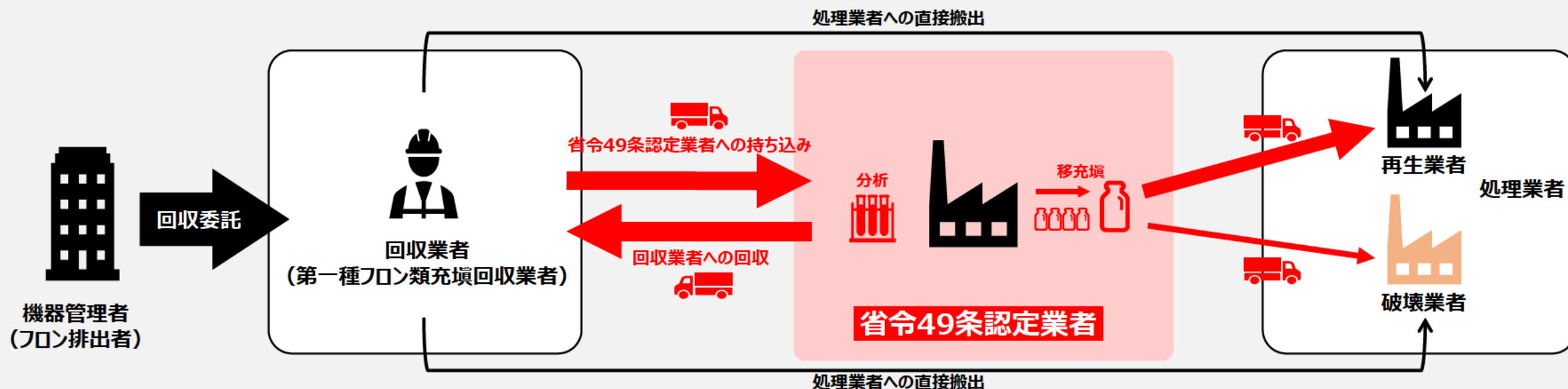


図. 市中フロンの処理で携わる事業者とフロンの流れ

3-1. 認定基準

(1) 省令49条業を認定している都道府県と認定していない都道府県が混在。

| 認定している都道府県 | 認定していない都道府県 |
|------------|-------------|
| 31 | 16 |

自社調べ（2026年3月時点）

(2) 認定基準が都道府県により異なる。

| 認定項目/都道府県 | S県 | M県 | H県 |
|------------------|----------------------|-------|------|
| 高圧ガス保安法の製造許可(届出) | 必須 | 必須 | 制度無し |
| 冷媒分析機器 | 必須 | 定め無し | |
| 処理業者への引渡し先 | 契約書 | 引渡先明記 | |
| 充填回収業者への証明書 | 証明書交付義務(再生・破壊証明書も回付) | 定め無し | |
| 許可期限の更新 | 5年ごと | 定め無し | |

自社調べ（2026年3月時点）

(3) 移充填拠点から収集されるフロン量は、非移充填拠点から収集されるフロン量を大幅に超える。

| 移充填している拠点から収集したフロン量 | 移充填していない拠点から収集したフロン量 |
|---------------------|----------------------|
| 約692 t/年※1 | 約35 t/年※2 |

※1. 収集域は、関東及び東北域を中心とした右記以外の都道府県

※2. 収集域は、福島県、栃木県及び山梨県

自社調べ（2026年3月時点）

**認定基準が異なっているため、省令49条業の事業者間で、課されているルールが異なる。
回収ボンベの回転率・運搬コストが都道府県によって異なると想定ため不公平。**

3-2. 証明書

(1) 省令49条認定業者を介する場合、回収業者への処理証明書回付は不要だが、回収業者の要求は様々。

| 処理証明書の回付を求める業者 | 処理証明書の回付を求めない業者 |
|----------------|-----------------|
| 約90% | 約10% |

自社実績（2026年3月時点）

(2) 法定報告における回収業者からの引渡し量と処理業者の引取り量に大幅な乖離が生じている。

| 引渡し量/引取り量(t) | 回収業者 | 再生業者 | 破壊業者 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 回収業者 | — | 484 | 1,197 |
| 省令49条認定業者 | 1,985 | 1,945 | 2,086 |
| 再生業者 | 779 | — | 46 |
| 破壊業者 | 2,194 | 61 | — |

出典：令和6年度フロン排出抑制法の法定報告結果



省令49条認定業者の証明書は、業者の証明書処理事務の効率化に資するが、十分に活用されていない。
省令49条認定業者がフロン法の法律で規定されていないため、業者間でのフロンの引渡しが不明瞭。

3-3. 処理方法の選択

(1)回収フロンの処理方法は、再生と破壊のどちらも選択可能だが、業者の大半は破壊を選択。

| 再生を依頼する業者 | 破壊を依頼する業者 |
|-----------|-----------|
| 約45% | 約55% |

自社実績 (2026年3月時点)

(2)破壊される回収フロンの内、再生フロンの原資になりえるフロンは相当量あると推察。

| 破壊された全フロン量の内、再生フロンの原資になりえるフロン量の比率 | 左記のフロンを再生した場合の再生量増加率 |
|-----------------------------------|----------------------|
| 約25% | 約1.2倍 |

自社予想 (2026年3月時点)

(3)多くの解体工事案件では回収冷媒を廃棄物扱いし、破壊処理されている。またフロン排出抑制法の旧法の名称がフロン回収破壊法であったため、機器管理者は「回収冷媒は破壊」という意識が強い。



回収フロンの処理方法の選択が、回収フロンの性状、市場のニーズに合わせて実施出来ていない。回収量増に資すると想定されるフロンの再生について、業者の慣例等により推進されない環境下にある。

4-1.提案

- ・回収業者は、限りある回収ボンベの取り回し、ボンベの輸送コストなどで課題を抱えている。
- ・処理業者は、多数の証明書発行事務、回収フロンの収集などで課題を抱えている。
- ・省令49条認定業者は、上記課題の解決に資する役割を担えるが、下記の要因でその役割を発揮できない。
 - 都道府県ごとに認定基準が異なる
 - 省令49条認定業者が発行する証明書が法定化されていない
 - 回収フロンの処理方法について、認知度が低く、再生可能な回収フロンを破壊している

提案 省令49条認定制度の法定化

- 認定基準を法定化・全国統一化すべき。
- 業実務が連想出来る名称に変更(例えば中間集約業者)し、当該業者が発行する証明書を法規定すべき。
- 移充填・受入れフロンの成分分析を要件化し、再生冷媒の原資になりえる冷媒の破壊を抑制すべき。

4-2.期待される効果

- ・省令49条業者認定基準の全国共通化

- ➡全国どこでも同じ基準で省令49条業者の役割を果たすことができる。

- ・移充填の義務化

- ➡回収業者のボンベ回転率を向上させることにより、回収フロンの回収体制強化につながる。

- ・高精度冷媒分析機器使用による受入れフロンの成分分析の義務化

- ➡高度な再生可否の判断ができることで、回収フロンの合理的な処理の体制構築につながる。

- ・明解で理解しやすい名称へ

- ➡役割について誰でもイメージできるようにし認知度向上につながる。

- ・省令49条認定業者が発行する証明書を再生・破壊証明書と同等の位置づけ

- ➡同等の効力を持つことにより、再生・破壊証明書を待つことなく回収用務を完了することができる。